

令和3年9月16日
(第4回定例会)

美瑛町議会議案

議 案 目 次

議案第 1 号	美瑛町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定について	-----	1～ 3
議案第 2 号	財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について	-----	4
議案第 3 号	美瑛町立学校設置条例の一部改正について	-----	5
議案第 4 号	専決処分について	-----	6～ 8
議案第 5 号	令和 3 年度美瑛町一般会計補正予算（第 3 号）について	-----	9～ 26
議案第 6 号	令和 3 年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算（第 2 号）について	-----	27～ 32
議案第 7 号	令和 3 年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算（第 1 号）について	-----	33～ 38
議案第 8 号	令和 3 年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について	-----	39～ 44
議案第 9 号	令和 3 年度美瑛町水道事業会計補正予算（第 4 号）について	-----	45～ 46
議案第 10 号	令和 3 年度美瑛町立病院事業会計補正予算（第 1 号）について	-----	47～ 48
議案第 11 号	財産の取得について	-----	49
議案第 12 号	教育委員会委員の任命について	-----	50
議案第 13 号	美瑛町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について	-----	51
議案第 14 号	名誉町民推薦審議会の委員の委嘱について	-----	52
認定第 1 号	令和 2 年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定について	-----	53
認定第 2 号	令和 2 年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について	-----	54

認定第 3号	令和2年度美瑛町農業研修施設事業特別会計 歳入歳出決算の認定について	―――	55
認定第 4号	令和2年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入 歳出決算の認定について	―――	56
認定第 5号	令和2年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入 歳出決算の認定について	―――	57
認定第 6号	令和2年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳 入歳出決算の認定について	―――	58
認定第 7号	令和2年度美瑛町水道事業会計決算の認定に ついて	―――	59
認定第 8号	令和2年度美瑛町立病院事業会計決算の認定 について	―――	60
報告第 1号	令和2年度美瑛町健全化判断比率及び資金不 足比率について	―――	61～ 62
報告第 2号	債権の放棄について	―――	63

議案第1号

美瑛町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定について

美瑛町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例を次のとおり制定する。

令和3年9月16日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する市町村計画に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域内における法第24条に規定する固定資産税について、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）の特例を定めるものとする。

(特例措置)

第2条 町長は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第3項の表の第1号又は第45条第2項の表の第1号の規定の適用を受ける製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備であって、取得価額の合計額が次の各号に掲げる事業の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（法第23条に規定する取得等（租税特別措置法施

行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等（第1号において「資本金の額等」という。）が5,000万円超である法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。）をいう。以下同じ。）をした者に対し、特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（法第2条第2項の規定による公示の日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対する固定資産税の課税を免除するものとする。

(1) 製造業又は旅館業 500万円（資本金の額等が5,000万円超1億円以下である法人が行うものにあつては1,000万円とし、資本金の額等が1億円超である法人が行うものにあつては2,000万円とする。）

(2) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500万円

2 前項の規定による課税免除の期間は、固定資産税を課すべき最初の年度以後3年度とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(過疎地域等における固定資産税の課税の特例に関する条例の廃止)

2 過疎地域等における固定資産税の課税の特例に関する条例（平成2年美瑛町条例第26号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行前の過疎地域等における固定資産税の課税の特例に関する条例第3条の規定による固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

(美瑛町企業振興促進条例の一部改正)

4 美瑛町企業振興促進条例（昭和63年美瑛町条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「過疎地域等における固定資産税の課税の特例に関する条例（平成2年美瑛町条例第26号）」を「美瑛町過疎地域の持続的発展の支援

に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例（令和3年美瑛町条例第 号）」に改める。

- 5 この条例の施行前の美瑛町企業振興促進条例第3条の規定による固定資産税等の不均一課税については、なお従前の例による。

議案第 2 号

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 9 月 1 6 日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和 4 4 年美瑛町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 号を加える。

- （3） 町立学校の用に供する財産の用途を廃止した普通財産（以下この号において「廃校校舎等」という。）を地域振興に資すると認める事業（廃校校舎等のうち土地のみを利用して行うものを除く。）に供するとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 3 号

美瑛町立学校設置条例の一部改正について

美瑛町立学校設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 9 月 1 6 日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町立学校設置条例の一部を改正する条例

美瑛町立学校設置条例（昭和 4 6 年美瑛町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 美瑛町立五稜小学校の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第4号

専決処分について

令和3年度美瑛町の水道事業会計補正予算については、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年9月16日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

専決処分日 令和3年8月3日

令和3年度 美瑛町水道事業会計補正予算（第3号）について

第1条 令和3年度美瑛町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度美瑛町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	支 出		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 水道事業費用	309,197 千円	1,150 千円	310,347 千円
第1項 営業費用	295,120 千円	1,150 千円	296,270 千円

令和3年8月3日 専決

美瑛町長 角 和 浩 幸

令和3年度美瑛町水道事業会計補正予算説明

収 益 的 支 出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明
1. 水道事業費用				309,197	1,150	310,347	浄水施設修繕
	1. 営業費用			295,120	1,150	296,270	
		1. 原水及び浄水費		41,914	1,150	43,064	
			修 繕 費	3,532	1,150	4,682	

議案第5号

令和3年度 美瑛町一般会計補正予算（第3号）について

令和3年度美瑛町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ219,100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,135,300千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年9月16日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 地方交付税		4,852,000	24,216	4,876,216
	1 地方交付税	4,852,000	24,216	4,876,216
14 国庫支出金		867,708	△58,418	809,290
	1 国庫負担金	333,469	14,166	347,635
	2 国庫補助金	509,928	△72,584	437,344
15 道支出金		808,340	11,479	819,819
	1 道負担金	227,779	6,703	234,482
	2 道補助金	562,654	4,776	567,430
16 財産収入		53,538	500	54,038
	1 財産運用収入	46,206	500	46,706
17 寄附金		21,989	27,786	49,775
	1 寄附金	21,989	27,786	49,775
18 繰入金		444,865	76,334	521,199
	1 繰入金	444,865	76,334	521,199
19 繰越金		157,761	66,683	224,444
	1 繰越金	157,761	66,683	224,444
20 諸収入		239,855	720	240,575
	5 雑入	127,664	720	128,384
21 町債		728,300	69,800	798,100
	1 町債	728,300	69,800	798,100
歳 入 合 計		9,916,200	219,100	10,135,300

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		1,732,712	65,321	1,798,033
	1 総務管理費	1,686,116	65,321	1,751,437
3 民生費		979,006	31,668	1,010,674
	1 社会福祉費	542,212	△1,322	540,890
	2 児童福祉費	436,794	32,990	469,784
4 衛生費		1,124,220	2,033	1,126,253
	1 保健衛生費	854,819	2,033	856,852
6 農林水産業費		821,830	5,560	827,390
	1 農業費	521,227	1,226	522,453
	3 林業費	69,608	4,334	73,942
7 商工費		670,241	16,238	686,479
	1 商工費	500,248	15,061	515,309
	2 文化スポーツ振興費	169,993	1,177	171,170
8 土木費		1,292,753	74,650	1,367,403
	1 土木管理費	19,902	1,600	21,502
	2 道路橋梁費	915,761	72,900	988,661
	4 都市計画費	316,911	150	317,061
10 教育費		522,183	749	522,932
	1 教育総務費	250,797	436	251,233
	2 小学校費	126,143	313	126,456
12 諸支出金		570,058	22,881	592,939
	1 普通財産取得費	55,350	22,881	78,231
歳 出	合 計	9,916,200	219,100	10,135,300

第 2 表 地方債補正

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	変更前				変更後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
辺地対策事業	198,700	証書借入 又は証券 発行	3.0% 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	266,800	変更前 に同じ	変更前 に同じ	変更前 に同じ
朗根内上俵真布線道路整備事業	(3,400)				(4,900)			
北瑛旭第6線道路整備事業	(51,500)				(80,800)			
美園村山線道路整備事業	(57,000)				(67,400)			
旭美瑛線道路整備事業	(20,600)				(31,400)			
美沢18線道路整備事業	(20,600)				(32,700)			
新星線道路整備事業	(17,100)				(21,100)			
過疎対策事業	226,700	証書借入 又は証券 発行	3.0% 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	228,400	変更前 に同じ	変更前 に同じ	変更前 に同じ
橋梁維持修繕事業	(25,000)				(26,700)			
合 計	728,300				798,100			

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
10		地方交付税	4,852,000	24,216	4,876,216
	1	地方交付税	4,852,000	24,216	4,876,216
	1	地方交付税	4,852,000	24,216	4,876,216
14		国庫支出金	867,708	△58,418	809,290
	1	国庫負担金	333,469	14,166	347,635
	1	民生費負担金	297,486	14,166	311,652
	2	国庫補助金	509,928	△72,584	437,344
	2	民生費補助金	21,535	478	22,013
	3	衛生費補助金	43,822	2,033	45,855
	4	土木費補助金	385,086	△75,095	309,991
15		道支出金	808,340	11,479	819,819
	1	道負担金	227,779	6,703	234,482
	1	民生費負担金	134,189	6,703	140,892
	2	道補助金	562,654	4,776	567,430
	4	農林水産業費補助金	501,191	464	501,655
	5	商工費補助金	28,919	4,312	33,231
16		財産収入	53,538	500	54,038
	1	財産運用収入	46,206	500	46,706
	1	財産貸付収入	44,719	500	45,219
17		寄附金	21,989	27,786	49,775
	1	寄附金	21,989	27,786	49,775
	1	寄附金	21,989	27,786	49,775
18		繰入金	444,865	76,334	521,199
	1	繰入金	444,865	76,334	521,199
	1	繰入金	444,865	76,334	521,199

節		説 明	
区 分	金 額		
1 地方交付税	24,216	1 普通交付税	
2 児童福祉費負担金	14,166	1 施設型給付費等負担金	
2 児童福祉費補助金	478	1 子育て支援対策事業費補助金	
1 保健衛生費補助金	2,033	1 疾病予防対策事業費等補助金	
2 道路橋梁費補助金	△75,095	1 朗根内上俵真布線道路改良舗装事業交付金	△6,380
		2 北瑛旭第6線道路改良舗装事業交付金	△29,521
		3 美園村山線道路改良舗装事業交付金	△9,904
		4 橋梁維持修繕事業補助金	△525
		5 旭美瑛線道路改良舗装事業交付金	△11,715
		6 新星線道路改良舗装事業交付金	△4,070
		7 美沢18線道路改良舗装事業交付金	△12,980
2 児童福祉費負担金	6,703	1 施設型給付費等負担金	
1 農業費補助金	464	1 強い農業・担い手づくり総合支援交付金	
1 商工費補助金	4,312	1 宿泊事業者感染防止対策等支援金	
2 建物貸付収入	500	1 公共建物貸付料	
1 寄附金	27,786	1 まちづくり寄附金	21,793
		2 ガバメントクラウドファンディング寄附金	5,993
1 繰入金	76,334	1 公共施設等整備基金繰入金	72,000
		2 森林環境譲与税基金繰入金	4,334

(一般会計)

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
19		繰越金	157,761	66,683	224,444
	1	繰越金	157,761	66,683	224,444
	1	繰越金	157,761	66,683	224,444
20		諸収入	239,855	720	240,575
	5	雑入	127,664	720	128,384
	4	雑入	127,661	720	128,381
21		町債	728,300	69,800	798,100
	1	町債	728,300	69,800	798,100
	5	土木債	290,200	69,800	360,000

(一般会計)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 繰越金	66,683	1 前年度繰越金	
2 雑入	720	1 町有建物災害共済金	
1 道路橋梁債	69,800	1 道路橋梁債	69,800
		(1) 辺地対策	朗根内上俵真布線道路整備事業債 (1,500)
		(2) 辺地対策	北瑛旭第6線道路整備事業債 (29,300)
		(3) 辺地対策	美園村山線道路整備事業債 (10,400)
		(4) 辺地対策	旭美瑛線道路整備事業債 (10,800)
		(5) 辺地対策	美沢18線道路整備事業債 (12,100)
		(6) 辺地対策	新星線道路整備事業債 (4,000)
		(7) 過疎対策	橋梁維持修繕事業債 (1,700)

(歳出)

(単位：千円)

2	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		総務費	1,732,712	65,321	1,798,033	500	64,821
		総務管理費	1,686,116	65,321	1,751,437	500	64,821
	1	職員給与費	1,143,163	157	1,143,320		157
	2	一般管理費	50,453	4,000	54,453		4,000
	5	財産管理費	64,845	3,273	68,118		3,273
	6	情報管理費	67,159	1,832	68,991		1,832
	13	諸 費	109,918	56,059	165,977	財産収入 500	55,559

(一般会計)

節		区 分	金 額	説 明
8	旅 費		157	1 みんなで歩むまちづくり (1)会計年度任用職員等費用弁償 8 費用弁償
				157 (157)
1	報 酬		32	1 みんなで歩むまちづくり (1)各種審議会事業
8	旅 費		2	1 審議会等委員報酬 8 委員等旅費
10	需 用 費		264	(2)行政区会館運営費補助事業 18 補助金(補)
11	役 務 費		3,566	(3)一般管理事業 10 消耗品費(物)
18	負担金補助 及び交付金		136	11 通信運搬費(物) 11 広告料(物)
				4,000 34 (32) (2) 136 (136) 3,830 (264) (3,390) (176)
10	需 用 費		721	1 みんなで歩むまちづくり (1)財産維持管理事業
14	工事請負費		2,552	14 整備工事(事) (2)庁舎維持管理事業 10 修繕料(維)
				3,273 2,552 (2,552) 721 (721)
12	委 託 料		1,832	1 みんなで歩むまちづくり (1)情報管理事業 12 事務処理委託(物)
				1,832 1,832 (1,832)
7	報 償 費		28,713	1 みんなで歩むまちづくり (1)地域情報通信基盤管理運営事業
10	需 用 費		500	10 修繕料(物)
11	役 務 費		18,103	(2)過年度歳入過誤納還付金 22 償還金利子及び割引料(補)
17	備品購入費		143	(3)まちづくり寄附管理事業 7 報償(物)
22	償還金利子 及び割引料		8,600	11 通信運搬費(物) 11 手数料(物) 17 備品購入費(物)
				56,059 500 (500) 8,600 (8,600) 46,959 (28,713) (10,376) (7,727) (143)

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
3		民生費	979,006	31,668	1,010,674	21,347	10,321
	1	社会福祉費	542,212	△1,322	540,890		△1,322
		2 高齢者福祉費	45,212	△1,399	43,813		△1,399
		6 高齢者福祉住宅費	10,440	77	10,517		77
	2	児童福祉費	436,794	32,990	469,784	21,347	11,643
		1 児童福祉総務費	197,985	32,990	230,975	国庫支出金 14,166 道支出金 6,703	12,121
		2 保育所費	180,613	0	180,613	国庫支出金 478	△478
4		衛生費	1,124,220	2,033	1,126,253	2,033	
	1	保健衛生費	854,819	2,033	856,852	2,033	
		3 予防費	106,661	2,033	108,694	国庫支出金 2,033	
6		農林水産業費	821,830	5,560	827,390	9,703	△4,143
	1	農業費	521,227	1,226	522,453	5,369	△4,143
		2 農業振興費	472,647	1,226	473,873	道支出金 464 寄附金 4,905	△4,143
	3	林業費	69,608	4,334	73,942	4,334	
		1 林業費	39,377	4,334	43,711	繰入金 4,334	

(一般会計)

節	区	分	金額	説明	
				金額	説明
11	役	務	費	271	1 ともに支え合うまちづくり (1)老人福祉管理事業 271
18	負	担	金	△1,670	11 通信運搬費(物) (2)敬老会事業 △1,670 18 補助金(補) (△1,670)
10	需	用	費	77	1 ともに支え合うまちづくり (1)高齢者福祉住宅管理運営事業 77 10 修繕料(維) (77)
18	負	担	金	32,990	1 ともに支え合うまちづくり (1)一時預かり利用者負担軽減助成事業 90 18 助成金(扶) (90) (2)施設型給付費事業 32,900 18 負担金(補) (32,900)
1	報	酬		2,033	1 ともに支え合うまちづくり (1)新型コロナウイルスワクチン接種事業 2,033 1 会計年度任用職員報酬 (2,033)
18	負	担	金	1,226	1 足腰の強い産業づくり (1)農福連携事業 762 18 補助金(補) (762) (2)強い農業・担い手づくり総合支援交付金 464 18 補助金(事) (464)
18	負	担	金	4,334	1 足腰の強い産業づくり (1)苗木生産支援対策事業(干害被害対策支援事業) 4,334 18 補助金(事) (4,334)

- 20 -

- 19 -

(単位：千円)

7	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		商 工 費	670,241	16,238	686,479	5,032	11,206
	1	商 工 費	500,248	15,061	515,309	4,312	10,749
	2	商工業振興費	241,469	3,810	245,279		3,810
	3	観 光 費	144,649	11,251	155,900	道支出金 4,312	6,939
	2	文化スポーツ 振興費	169,993	1,177	171,170	720	457
	2	生涯学習推進 費	9,206	220	9,426		220
	5	自然の家費	528	48	576		48
	7	保健体育施設 費	79,866	909	80,775	諸収入 720	189

(一般会計)

節		区 分	金 額	説 明	
18	負担金補助 及び交付金		3,810	1 足腰の強い産業づくり (1)電子地域通貨運営事業 18 補助金(補) (敬老祝い記念事業分)	3,810 3,810 (3,810)
14	工事請負費		5,751	1 足腰の強い産業づくり (1)白金泉源事業特別会計繰出金	11,251 5,500
27	繰 出 金		5,500	27 繰出金 (2)白金地区キャンプ場管理運営事業 14 改修工事(事) (3)美瑛町体験交流住宅管理運営事業 14 改修工事(事)	(5,500) 4,950 (4,950) 801 (801)
10	需 用 費		220	1 まちを動かす人づくり (1)地域人材育成研修施設管理運営事業 10 修繕料(維)	220 220 (220)
10	需 用 費		48	1 まちを動かす人づくり (1)自然の家管理運営事業 10 修繕料(維)	48 48 (48)
10	需 用 費		909	1 まちを動かす人づくり (1)スキー場管理運営事業 10 修繕料(維)	909 909 (909)

- 22 -

- 21 -

(単位：千円)

8	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
	土木費	1,292,753	74,650	1,367,403	66,705	7,945
1	土木管理費	19,902	1,600	21,502		1,600
1	土木総務費	19,902	1,600	21,502		1,600
2	道路橋梁費	915,761	72,900	988,661	66,705	6,195
1	道路維持修繕費	81,673	6,000	87,673		6,000
2	道路新設改良費	561,631	66,900	628,531	国庫支出金 △74,570 地方債 68,100 繰入金 72,000	1,370
3	橋梁維持修繕費	95,800	0	95,800	国庫支出金 △525 地方債 1,700	△1,175
4	都市計画費	316,911	150	317,061		150
2	公共下水道費	193,298	150	193,448		150

(一般会計)

節		説 明
区 分	金 額	
18	負担金補助及び交付金	1 安全・安心なまちづくり (1) 空き家等解体支援事業 18 補助金(補)
	1,600	1,600 1,600 (1,600)
10	需用費	1 安全・安心なまちづくり (1) 道路維持修繕事業
	1,000	6,000 1,000
14	工事請負費	10 修繕料(維) (2) 白金観望線転落防止柵改修事業 14 整備工事(事)
	5,000	(1,000) 5,000 (5,000)
14	工事請負費	1 安全・安心なまちづくり (1) 朗根内上俵真布線道路改良舗装事業
	72,000	66,900 △5,100
16	公有財産購入費	16 用地購入費(事) 21 補償金(事) (2) 白金美瑛線道路改修事業
	△556	(△556) (△4,544) 72,000
21	補償補填及び賠償金	14 整備工事(事)
	△4,544	(72,000)
27	繰出金	1 安全・安心なまちづくり (1) 公共下水道事業特別会計繰出金 27 繰出金
	150	150 150 (150)

(単位：千円)

10	1	2	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
			教育費	522,183	749	522,932		749
	1		教育総務費	250,797	436	251,233		436
		2	事務局費	77,998	436	78,434		436
	2		小学校費	126,143	313	126,456		313
		2	教育振興費	28,818	313	29,131		313
12			諸支出金	570,058	22,881	592,939	22,881	
	1		普通財産取得費	55,350	22,881	78,231	22,881	
		9	丘のまちびえ いまちづくり 基金費	19,648	22,881	42,529	寄附金 22,881	

節		説 明		
区 分	金 額			
18	負担金補助 及び交付金	436	1 まちを動かす人づくり (1)英語指導助手(ALT)管理事業 18 その他負担金(補)	436 436 (436)
18	負担金補助 及び交付金	313	1 まちを動かす人づくり (1)小学校学校行事活動事業 18 交付金(補)	313 313 (313)
24	積立金	22,881	1 みんなで歩むまちづくり (1)丘のまちびえいまちづくり基金の運用管理事業 24 積立金(積)	22,881 22,881 (22,881)

(一般会計)

議案第6号

令和3年度 美瑛町水力発電事業特別会計補正予算（第2号）に
ついて

令和3年度美瑛町の水力発電事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73,209千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月16日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金		8,207	30,000	38,207
	1 繰入金	8,207	30,000	38,207
歳 入 合 計		43,209	30,000	73,209

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 発電施設費		36,277	30,000	66,277
	1 施設管理費	36,277	30,000	66,277
歳 出 合 計		43,209	30,000	73,209

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
2		繰入金	8,207	30,000	38,207
	1	繰入金	8,207	30,000	38,207
		1 基金繰入金	8,207	30,000	38,207

節		説 明
区 分	金 額	
1	基金繰入金	30,000
		1 基金繰入金

(水力発電事業特別会計)

(歳 出)

2	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		発電施設費	36,277	30,000	66,277	30,000	
		施設管理費	36,277	30,000	66,277	30,000	
	1	発電事業管理費	36,277	30,000	66,277	繰入金 30,000	

(水力発電事業特別会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
14	工事請負費	30,000	1 足腰の強い産業づくり (1) 白金ダム頭首工被害復旧事業 14 修繕補修工事 (事)
			30,000 30,000 (30,000)

議案第7号

令和3年度 美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算（第1号）に
ついて

令和3年度美瑛町の白金泉源事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ**2,200**千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ**26,342**千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月16日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 泉源使用料		12,716	△5,500	7,216
	1 使用料	12,716	△5,500	7,216
3 繰入金		11,423	7,133	18,556
	1 繰入金	11,423	7,133	18,556
4 繰越金		1	567	568
	1 繰越金	1	567	568
歳 入 合 計		24,142	2,200	26,342

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 泉源施設費		19,497	2,200	21,697
	1 泉源管理費	19,497	2,200	21,697
歳 出 合 計		24,142	2,200	26,342

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	
2		泉源使用料	12,716	△5,500	7,216	
	1	使用料	12,716	△5,500	7,216	
		1	使用料	12,716	△5,500	7,216
3		繰入金	11,423	7,133	18,556	
	1	繰入金	11,423	7,133	18,556	
		1	基金繰入金	1	1,633	1,634
		2	一般会計繰入金	11,422	5,500	16,922
4		繰越金	1	567	568	
	1	繰越金	1	567	568	
		1	繰越金	1	567	568

節		区 分	金 額	説 明
		1 使用料	△5,500	1 使用料
		1 基金繰入金	1,633	1 基金繰入金
		1 一般会計繰入金	5,500	1 一般会計繰入金
		1 繰越金	567	1 繰越金

(白金泉源事業特別会計)

(歳出)

(単位：千円)

2	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		泉源施設費	19,497	2,200	21,697	7,133	△4,933
	1	泉源管理費	19,497	2,200	21,697	7,133	△4,933
	1	泉源管理費	19,497	2,200	21,697	繰入金 7,133	△4,933

(白金泉源事業特別会計)

節		説 明	
区 分	金 額		
10 需用費	2,200	1 足腰の強い産業づくり (1) 泉源施設施設管理事業 10 修繕料(維)	2,200 2,200 (2,200)

議案第 8 号

令和 3 年度 美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
について

令和 3 年度美瑛町の公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 9 月 1 6 日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 使用料及び手数料		91,902	△150	91,752
	1 使用料	91,634	△150	91,484
4 繰入金		193,298	150	193,448
	1 繰入金	193,298	150	193,448
歳入合計		326,874	0	326,874

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
2		使用料及び手数料	91,902	△150	91,752
	1	使用料	91,634	△150	91,484
	1	使用料	91,634	△150	91,484
4		繰入金	193,298	150	193,448
	1	繰入金	193,298	150	193,448
	1	一般会計繰入金	193,298	150	193,448

節		説 明
区 分	金 額	
1 現年度分	△150	1 現年度分
1 一般会計繰入金	150	1 一般管理費繰入金

(公共下水道事業特別会計)

(歳出)

1	1	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
			下水道事業費	182,700	0	182,700	150	△150
			下水道管理費	162,940	0	162,940	150	△150
			一般管理費	69,183	0	69,183	繰入金 150	△150

(公共下水道事業特別会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	

議案第9号

令和3年度 美瑛町水道事業会計補正予算（第4号）について

第1条 令和3年度美瑛町水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度美瑛町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	収 入		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 水道事業収益	306,715 千円		306,715 千円
第1項 営業収益	232,102 千円	△2,000 千円	230,102 千円
第2項 営業外収益	74,611 千円	2,000 千円	76,611 千円

第3条 予算第8条本文中補助金の額「31,087 千円」を「33,087 千円」に改める。

令和3年9月16日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

令和3年度美瑛町水道事業会計補正予算説明

収益的収入

収 入

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明
1. 水道事業収益				306,715	0	306,715	
	1. 営業収益			232,102	△ 2,000	230,102	
		1. 給水収益		229,626	△ 2,000	227,626	
			水道使用料	229,626	△ 2,000	227,626	水道使用料減免に伴う減
	2. 営業外収益			74,611	2,000	76,611	
		4. 他会計補助金		3,597	2,000	5,597	
			一般会計補助金	3,597	2,000	5,597	水道使用料減免分繰入に伴う増

議案第10号

令和3年度 美瑛町立病院事業会計補正予算（第1号）について

第1条 令和3年度美瑛町立病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度美瑛町立病院事業会計予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額106,830千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額109,840千円」に、「過年度分損益勘定留保資金106,830千円」を「過年度分損益勘定留保資金109,840千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	支 出		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 資本的支出	150,327千円	3,010千円	153,337千円
第1項 建設改良費	44,397千円	3,010千円	47,407千円

令和3年9月16日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

令和3年度美瑛町立病院事業会計補正予算説明

資 本 的 支 出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明
1. 資本的支出				150,327	3,010	153,337	
	1. 建設改良費			44,397	3,010	47,407	
		1. 資産購入費		20,076	3,010	23,086	
			備品購入費	20,076	3,010	23,086	医療機器破損に係る備品購入の増

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額109,840千円は、過年度分損益勘定留保資金109,840千円で補てんするものとする。)

議案第 1 1 号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 9 月 1 6 日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

記

取得財産	契約の方法	契約金額	契 約 先
スクールバス 1 台	指名競争入札による落札	円 7,920,000	旭川市永山 3 条 1 4 丁目 1 番 2 号 三菱ふそうトラック・バス 株式会社 北海道ふそう旭川支店 支店長 鈴木 英雄

(参考資料)

取得目的	規格・形式・納期	そ の 他
通学児童生徒及び一般住民輸送用バスの購入	規格・形式 小型車 (29 人乗) 寒冷地仕様 納期 令和 4 年 2 月 2 8 日	入札指名業者名 1. 旭川トヨタ自動車(株)タムザ神居店 2. 美瑛町農業協同組合 3. 北海道日野自動車(株)旭川支店 4. 三菱ふそうトラック・バス(株) 北海道ふそう旭川支店 第 1 回目落札 (落札率 82.0%)

議案第12号

教育委員会委員の任命について

下記の者を美瑛町教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和3年9月16日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

記

住 所 美瑛町西町1丁目3番19号

氏 名 小 杉 英 紀

生年月日

※注) 議案電子版については、生年月日を記載していません。

議案第 13 号

美瑛町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について

美瑛町過疎地域持続的発展市町村計画を別冊のとおり定めたいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 9 月 16 日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

議案第14号

名誉町民推薦審議会の委員の委嘱について

下記の者を名誉町民推薦審議会の委員として委嘱したいので、美瑛町名誉町民に関する条例第3条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和3年9月16日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

記

住所	氏名	生年月日
美瑛町字新区画	嵯 城 幸 子	
美瑛町幸町3丁目2番32号	花 輪 政 輝	
美瑛町栄町1丁目3番7号	二ツ川 越 子	
美瑛町中町1丁目4番10号	八 木 幹 男	
美瑛町字水上	瀧 田 勝 彦	
美瑛町字美馬牛旭東	新 田 睦	
美瑛町字北瑛第3	只 野 透	

※注) 議案電子版については、生年月日を記載していません。

認定第1号

令和2年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度美瑛町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月16日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

認定第2号

令和2年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度美瑛町老人保健施設
事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す
る。

令和3年9月16日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

認定第3号

令和2年度美瑛町農業研修施設事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度美瑛町農業研修施設
事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す
る。

令和3年9月16日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

認定第4号

令和2年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月16日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

認定第5号

令和2年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月16日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

認定第6号

令和2年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月16日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

認定第7号

令和2年度美瑛町水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和2年度美瑛町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月16日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

認定第8号

令和2年度美瑛町立病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和2年度美瑛町立病院事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月16日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

報告第1号

令和2年度美瑛町健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和2年度美瑛町健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて報告する。

令和3年9月16日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町健全化判断比率の状況

(単位：%)

比率区分	令和2年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— (黒字)	14.35	20.0
連結実質赤字比率	— (黒字)	19.35	30.0
実質公債費比率	11.0	25.0	35.0
将来負担比率	54.6	350.0	

美瑛町公営企業等会計の資金不足比率の状況

(単位：%)

会計区分	令和2年度	経営健全化基準
水道事業	— (資金不足なし)	20.0
病院事業		
公共下水道事業		
老人保健施設事業		

報告第2号

債権の放棄について

美瑛町の債権管理に関する条例第6条の規定により、令和2年度決算において放棄した債権について下記のとおり報告する。

令和3年9月16日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

記

内訳

債権の名称 放棄した事由	上水道使用料
時効・援用	2件
	96,612円
死亡	2件
	4,094円
破産・倒産	2件
	131,882円
合計	6件
	232,588円

美瑛町町民憲章

わたくしたちは、美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章をかかげてその実践につとめましょう。

1 心もからだもすこやかに

りっぱにつとめをはたしましょう。

1 互にむつみ話し合い

楽しい家庭をつくりましょう。

1 きまりを守り助け合い

明るい社会をつくりましょう。

1 自然を愛し文化をたかめ

豊かな郷土をつくりましょう。